

令和4年8月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年（行ウ）第301号 新型コロナワイルスワクチン特例承認取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年4月26日

5

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

10

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

上記三名訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治
同 木 原 功 仁 哉

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

15

被 告 国 古 川 穎 久
同代表者法務大臣 古 川 穎 久
処分行政庁 厚 生 労 働 大 臣
後 藤 茂 之
同指定代理人 別紙1指定代理人目録記載のとおり

20

主 文

- 1 本件訴えのうち、請求第1項から第11項までの各請求（予備的請求を全て含む。）及び第13項の請求に係る各訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

25 事実及び理由

第1 請求

1(1) 主位的請求

被告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条8項の指定感染症として、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分を取り消す。

(2) 予備的請求

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条8項の指定感染症として新型コロナウイルス感染症を指定した、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）は無効であることを確認する。

2(1) 主位的請求・予備的請求1

被告は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている同項3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消す。

(2) 予備的請求2

新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている同項3号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。

3 被告は、新型コロナウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行う感染症対策を行ってはならない。

4 被告は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の3に基づき、

25 (1) 令和3年2月14日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-

2)、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日)の特例承認

(2) 令和3年5月21日になしたウイルスベクターワクチン(販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日)の特例承認

(3) 前同日になしたmRNAワクチン(販売名：COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日)の特例承認

をいずれも取り消す。

5 原告らには、前項のワクチンについて、予防接種法9条の義務がないことを確認する。

6 被告が、第4項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。

7 被告は、ポリメラーゼ連鎖反応を用いたSARS-CoV-2遺伝子断片用検出用キットによる全ての検査(いわゆるPCR検査)を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。

8 被告は、第4項のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書(ワクチン・パスポート)を発行交付すること及び前項の検査で陰性となった者に新型コロナウイルスに感染していないとするこれを証明する文書(陰性証明書)を発行交付することをいずれも行ってはならない。

9 原告らには、マスクの着用義務がないことを確認する。

10 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令5条の5及び同12条の各3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」

の規定は無効であることを確認する。

11 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令5条の5及び同12条の各7号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。

12 被告は、原告らに対し、それぞれ金30万円を支払え。

13 中間確認の訴えに係る請求

(1) 上記第1項から第11項までの請求について、いずれも訴訟要件が認められることを確認する。(以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え1」という。)

10 (2) 上記第12項の請求における「公務員の法的義務違反」に係る主張については、昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決(民集第36巻4号519頁)が示した要件を満たしていることを確認する。(以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え2」という。)

15 (3) 被告が本件訴訟において、原告らの訴状「請求の原因」及び準備書面(1)から(13)までにおける原告らの主張について認否を行わない行為は違法であることを確認する。(以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え3」といい同1から3までを一括して「本件各中間確認の訴え」という。)

第2 事案の概要

本件は、新型コロナウイルスワクチンの接種等を拒否している日本国民であるという原告らが、被告が新型コロナウイルス対策として行ってきた政策がいずれも違法であるなどとして、行政事件訴訟法3条6項所定の義務付けの訴え又は同法4条所定の実質的当事者訴訟として、当該政策に係る処分の取消し、被告が行っている当該政策を行わないこと、原告らには予防接種法9条の義務やマスクの着用義務がないことの確認等を求めるとともに、上記政策は被告の機関である国会と内閣の連携と共に、それぞれに属する公務員の共同によりされた国家賠償法又は民法上の共同不法行為に該当するとして各30万円

の損害賠償金の支払を求め、また、中間確認の訴えとして本件訴訟に係る訴訟要件が認められること等の確認を求める事案である。

1 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙2「関係法令等の定め」に記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いるものとする。）。

2 爭点

- (1) 請求第1項から第11項までの各請求に係る各訴え（以下、各請求又は各訴えを単に「請求第1項」、「請求第1項に係る訴え」などということがある。）の訴訟要件の具備（争点1から10まで）
- (2) 国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法性及び損害の有無・請求第12項の請求（以下、単に「請求第12項」という。）（争点11）
- (3) 本件各中間確認の訴えの適法性（争点12）

3 爭点及び争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1-1（請求第1項（主位的請求）の訴訟要件の具備）について
(原告らの主張)

請求第1項（主位的請求）は、いわゆる非申請型義務付け訴訟としての請求である。

被告は、国民に対し、感染力の伝播力及びまん延の実態について、従来よりも精密化した遺伝子検査により調査する義務を負っており、その上で感染症指定令の制定をする義務を負っているが、各義務がいずれも果たされていない。上記各義務懈怠は、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害するものであるから、国民は、被告に対し、調査義務の不履行を理由として感染症指定令処分の取消しを求める権利を有する。

原告らを含む国民は、感染症指定処分の取消処分がされない限り、新型コロナウイルスに感染した場合に、その医療措置を強制され、政治活動、経済

活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被るおそれがある。また、原告らは、その損害を避けるために、感染症指定処分の取消処分がされる以外に、損害を回避できる他に適当な方法がない。

(被告の主張)

5 請求第1項（主位的請求）に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる。そうすると、ある訴えが、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでない場合には、当該訴えは「法律上の争訟」には当たらない。そして、当事者間に具体的な紛争が存在せず、「法律上の争訟」に当たらない客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定により、法律に特別の定めのない限り提起することができない。

20 請求第1項（主位的請求）に係る訴えは、政令制定行為を取り消すことの義務付けを求めるものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に指定感染症政令が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定により、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第1項（主位的請求）に係る訴えは、不適法である。

25 イ 処分性がないこと

(ア) 行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の2所定の、いわゆる非申請型義務付けの訴えは、義務付けを求める行政行為に处分性（同法3条2項参照）が認められることが必要である。同項にいう「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

(イ) 指定感染症政令は、感染症法6条8項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定め、同法7条1項の規定に基づき、感染症法の一部の規定を新型コロナウイルス感染症に準用することとしている。そして、指定感染症政令3条において新型コロナウイルス感染症に準用することとされている感染症法の各規定は、直接、国民の権利義務に影響を及ぼすものではなく、国民の権利義務への直接の影響は、感染症法の規定に基づく執行行為によって初めて観念できるものである。例えば、都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者等が検体提出等の勧告に従わないときは、当該職員に上記患者等から検体を採取させることができ（感染症法16条の3第1項、3項）、また、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症の患者等に対し就業制限に係る通知をした場合、当該患者等に就業制限義務が生じることとなるが（感染症法18条1項、2項）、これらの状況に至って初めて、当該対象となる者の権利義務への直接の影響を観念することができる。

したがって、指定感染症政令の制定行為によって新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたとしても、このことのみでは原告らを含む国民の権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、同制定行為は、行訴法3条2項にいう「行政庁の処分」には当たらず、处分性は認められない。

ウ 訴えの利益がないこと

指定感染症政令は、既に廃止されているところ、同政令の制定行為を取り消すことによって回復すべき「法律上の利益」(行訴法37条の2第3項)があることについて原告らは何らの主張もせず、また、上記利益があるとは認められない。

5 (原告らの反論一「法律上の争訟」該当性及び処分性について)

ア 「法律上の争訟」該当性について

原告らが、請求第1項から第11項までの各請求を個別的に区分して列挙しているのは、このような方法と形式でなければ請求が特定できないことによるものであって、これらの義務付け訴訟及び当事者訴訟としての確認訴訟は、被告がこれまで新型コロナウイルス対策としてこれまで行ってきた不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認、損失補償契約の締結、PCR検査の使用、ワクチン・パスポート等の発行による差別政策、マスク着用の実質的な強制、特措法施行令5条の5及び12条の各3号又は各7号（以下、これらを併せて「本件措置法施行令規定」という。）によって原告らを含む国民全員に対する医学的検査によらない施設への入場禁止という一体的処分によって原告らが受ける不利益及びその危険性の一切を排除するための訴訟である。原告らは、被告の上記一体的処分に対して異議を唱え続けており、それにもかかわらず原告らの不安感及び危機感を解消しない被告との間には具体的な争訟関係が存在する。また、本件訴訟において、被告が、原告らの事実主張に対して一切の認否を行わず、徹底抗戦によって本件訴訟を排除していること自体、上記一体的処分についての現実的かつ具体的な法律上の争訟が存在することを裏付ける公知の事実である。

原告らには、新型コロナウイルス感染症について、季節性のインフルエンザなどの5類感染症に指定変更されることなどにより平穏な生活を回復する権利、ワクチン接種・マスク着用の圧力から解放され、国民の

分散状態を消滅させ、国民全体が新型コロナウイルス感染症以前の生活環境、経済環境、文化芸術環境等の正常さを取り戻すことを希求する権利、被告の新型コロナウイルスに関する全ての政策を廃止させて原状回復を求める妨害排除請求及び妨害予防請求等の権利があり、このような原告ら国民の権利を否定している被告とは、熾烈で深刻な対立状態にあり、正に静かな内乱とでもいるべき争訟状態にあるのであって、これこそが公法上の法律関係における「法律上の争訟」である。高齢者である原告らとしては、被告から際限なくワクチン接種を優先的に奨励される対象とされ、その不安と危険から逃れることができない状況に今後も追い込まれていくのであって、優先接種対象者である原告らと、それを積極的に推奨する被告との関係は、ワクチン接種を巡る公法上の法律関係に該当する。本件は、被告が国民に適用する法令によって直接的・具体的な公法上の法律関係が発生するのであって、国民の立場以上に必要な要件はない。

原告らの請求は、抽象的で直接的な利害関係のない請求ではなく、被告に対し、幸福追求権（憲法13条）と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（同法25条1項）を行使し、それを現実に妨げ続けてきた被告に対し、同条2項の責務を果たすよう、被告の一体的処分の全面撤回を求めて具体的な権利関係に基づく請求をするものであり、これは具体的・現実的かつ切実な請求である。

イ 処分性について

指定感染症政令の制定行為によって、請求第1項から第11項までの各訴えが対象としている一体的処分による法令の執行が不可分一体のものとして連続的にされたものであるから、これらの連続的な法令の執行は、上記政令制定行為と実質的に同視できるものである。また、指定感染症政令の取消行為は、同政令の制定行為による法令の執行の巻き戻しとしての原

状回復行為であるから、上記と同様に、一体的処分による法令の執行と実質的に同視できる。仮に、上記政令制定行為及び取消行為その他一体的処分の一部又は全部が「行政庁の処分」に当たらないとしても、上記一体的処分は行訴法3条2項にいう「行政庁の（中略）その他公権力の行使に当たる行為」に該当する。

5 (2) 争点1－2（請求第1項（予備的請求）の訴訟要件の具備）について
(原告らの主張)

請求第1項（予備的請求）は、実質的当事者訴訟としての確認請求である。
無効確認の対象である令和2年政令第11号は限定的に存続しているので
あるから、確認の利益は消滅していない。仮に、同政令が廃止されていると
しても、限定的にその効力が存続している過去の政令については、無効確認
を求めることが現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適
切かつ必要な場合であるから、確認の利益は認められる。また、過去の法律
関係が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の法律関係が存在しない
ことの確認を求めることによって紛争解決機能が果たされる場合は確認の利
益が認められる。

10 15 (被告の主張)

指定感染症政令の制定行為を取り消すことの義務付けの訴えとするのではなく、同政令が無効であることの確認の訴えとして構成したとしても、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことに変わりはなく、結局、請求第1項（予備的請求）に係る訴えは、抽象的に指定感染症政令が違法かどうかの判断を求めるに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。
そして、上記のような「法律上の争訟」に当たらない客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第1項（予備的請

求)に係る訴えは不適法である。

この点を撇くとしても、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるところ、上記訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に指定感染症政令の違法無効の確認を求めるものであるから、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法である。

(3) 争点2-1(請求第2項(主位的請求)の訴訟要件の具備)について
(原告らの主張)

請求第2項(主位的請求)は、いわゆる非申請型義務付け訴訟としての請求である。

厚生労働大臣は、感染症法44条の2第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を、同法6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」に含まれる同項3号の「新型コロナウイルス感染症」として指定したものであり、この指定は行政処分に該当する。

原告らを含む全ての国民は、上記行政処分の取消処分がされない限り、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約されるという重大な損害を被るおそれがある。また、原告らは、その損害を避けるために、感染症指定処分の取消処分がなされる以外に、損害を回避できる他に適当な方法がない。

法律上の争訟及び処分性については、争点1-1の「原告らの反論—「法律上の争訟」該当性及び処分性該当性について」に係る主張と同様である。

(被告の主張)

請求第2項(主位的請求)に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第2項（主位的請求）に係る訴えは、原告らが国民としての立場で原告ら主張の指定行為の取消しの義務付けを求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客觀訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第2項に係る訴えは、不適法である。

イ 請求第2項（主位的請求）に係る訴えは、法律上存在しない行政行為の取消しを求めるものであること

原告ら主張に係る感染症法44条の2第1項の規定に基づいて新型コロナウイルス感染症を同法所定の感染症と指定する行為は、同法に規定されたものではなく、そもそも法律上存在しないものである。同法44条の2第1項は、厚生労働大臣が新型コロナウイルスについて情報の公表等を行う旨を定めた規定にすぎず、厚生労働大臣に、原告ら主張に係る新型コロナウイルス感染症を同法6条7項3号の「新型インフルエンザ等感染症」の定義に含まれる「新型コロナウイルス感染症」と指定する権限を付与したものでもない。このように、法律上存在しない行政行為を取り消することは、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではなく、处分性はない。

(4) 爭点2-2（請求第2項（予備的請求1）の訴訟要件の具備）について
(原告らの主張)

請求第2項（主位的請求）が認められないとしても、原告らは、上記指定が違法無効なものであるとして、その指定処分の取消しを求める直接的な給

付請求権を有しているから、予備的に実質的当事者訴訟として、同請求権に基づいて請求する（請求第2項・予備的請求1）。

（被告の主張）

請求第2項（予備的請求1）に係る訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。そして、上記訴えのような客觀訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、上記訴えは不適法である。

10 (5) 争点2—3（請求第2項（予備的請求2）の訴訟要件該当性等）について

（原告らの主張）

請求第2項につき、予備的に、感染症法6条7項3号に係る指定が無効であることの確認を求める請求を追加する（請求第2項・予備的請求2）。

（被告の主張）

請求第2項（予備的請求2）に係る訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。そして、上記訴えのような客觀訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。

20 この点を撇くとしても、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるところ、上記訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に指定行為の違法無効の確認を求めるものであるから、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法である。

(6) 争点3（請求第3項の訴訟要件該当性等）について

（原告らの主張）

請求第3項は、原告らを含む全国民が被告の行う「新型インフルエンザ等感染症」の指定に基づく感染症対策によって、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な実質的当事者訴訟としての給付請求である。

（被告の主張）

請求第3項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第3項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、被告が新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を行わないよう求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症に係る国の感染症対策が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第3項に係る訴えは、不適法である。

イ 請求の特定を欠くこと

民事訴訟の給付の訴えの不作為請求では、それが特定の作為の禁止を求める場合であれば、その禁止されるべき行為を、間接強制（民事執行法172条）によって執行し得る程度、あるいはその違反の結果を代替執行により除去し若しくは将来のための適当な処分を命ずる前提として（民事執行法171条1項）、その不作為義務違反の有無を執行機関が確実に判断し得る程度に、特定的に記載すべきであり、このことは実質的当事者訴訟においても同様である。

5 感染症法が規定する感染症対策については、その主体（国、地方公共団体、国民、医師等、獣医師等）や、行為（感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じること）等が極めて広範かつ多岐にわたるものであるにもかかわらず、原告らは、請求第3項に係る訴えにおいて、不作為請求の対象となる感染症対策を何ら特定していないから、同訴えは不適法である。

10 (7) 争点4（請求第4項の訴訟要件該当性等）について

(原告らの主張)

請求第4項は、原告らを含む全国民が被告から新型コロナウイルスワクチンの接種を実質的に強要する被告の感染症対策によって、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な実質的当事者訴訟として、薬機法14条の3に基づいて行われた請求第4項記載の各特例承認（以下「本件各特例承認」という。）の取消しを求める給付請求である。

(被告の主張)

請求第4項に係る訴えは、以下のとおり不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第4項に係る訴えは、薬機法14条の3に基づいて行われた請求第4項記載の本件各特例承認につき、原告らが国民としての立場で同法75条の3に基づく承認の取消しをするよう求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に本件各特例承認が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第5項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、予防接種法9条1項及び2項に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種義務がないことの確認を求めるものであることに加え、原告ら自身が、予防接種法9条1項及び2項が努力義務を定めた規定にとどまることを自認していることを併せ考慮すると、原告らが、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症に係る国の感染症対策が違法（又は妥当）かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第5項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の利益を欠くこと

民事訴訟の確認の訴えにおいては、訴訟要件として、確認の利益、すなわち、確認対象の選択の適格性、解決すべき紛争の成熟性及び方法選択の適切性を具備する必要がある。特に、本件のように将来の不利益を予防することを目的とする公法上の法律関係に関する確認の訴えにおける確認の利益に関しては、個々の事案の性質や諸事情に即した個別具体的な判断を行う必要がある。

予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定であり、これらの規定により直接の法的義務、法的効果が発生することはなく、予防接種の対象者がこれに従わなかつたとしても、何ら法的不利益が課されるものではないから、原告らの権利又は法律上の地位に不安、危険が存在するとはいはず、予防接種法9条1項及び2項に基づく予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えが、当事者の権利又

は法律上の地位の不安、危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえない。

したがって、請求第5項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

(原告らの反論－確認の利益について)

5 安全性、有効性についての科学的な説明とそれに対する批判とを両論併記して国民の判断に委ねることをせず、専ら安全性と有効性があるとして一方的に喧伝し、それに協力し同調する者を総動員して、非接種者に対する同調圧力を煽り立てることにより、被告は、実質的に接種強制を行っているのである。したがって、予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えは、当事者の権利又は法律上の地位の不安危険を除去するために有効かつ適切な手段であることはもとより、この確認の訴え以外の手段が選択できないほど、現行の訴訟制度は制限されているのである。

10 (9) 爭点6（請求第6項の訴訟要件の具備）について

(原告らの主張)

15 国民が被告から新型コロナワクチンの接種を実質的に強制されて接種し、それによって生命、身体、健康等に対する被害を受けたことを理由に、被告及び本件各特例承認を受けた各申請者等に対して損害賠償請求の訴訟等によって請求する場合、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）に基づいて被告と各申請者との間で締結した損失補償契約の存在により、その訴訟追行を否定ないしは制限され、主張立証活動に支障を来すものである。したがって、これにより裁判を受ける権利（憲法32条）等を侵害されることになるため、妨害予防請求に基づき、実質的当事者訴訟として上記損失補償契約の無効確認を求める。

20 (被告の主張)

請求第6項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第6項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、妨害予防請求として、被告が本件各特例承認を受けた各申請者等との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約の無効の確認を求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に被告が本件各特例承認を受けた各申請者との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約が有効かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第6項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格又は確認の利益を欠くこと

請求第6項に係る訴えは、被告と本件各特例承認を受けた各申請者等との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約が無効であることの確認を求めるものであり、原告らと被告との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否について確認を求めるものではないから、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものである。

また、上記損失補償契約の有効性が、原告らの具体的な権利ないし法的・利益の存否に影響を及ぼすものではないことからすると、上記訴えは、原告らの権利又は法律上の地位の不安、危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいはず、確認の利益を欠くものである。

したがって、請求第6項に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くか、又は、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

(10) 争点7（請求第7項の訴訟要件該当性等）について

（原告らの主張）

請求第7項は、原告らを含む全国民が被告の実施するPCR検査の結果によつて社会生活等を制約されることを拒絶するために、その結果を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定する目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならないとするものであり、実質的当事者訴訟としての給付請求である。

5

(被告の主張)

請求第7項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第7項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、PCR検査を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で使用しないことを求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症の病原体への感染の有無を判定するためのPCR検査が違法（又は妥当）かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客觀訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがつて、請求第7項に係る訴えは、不適法である。

10

15

20

イ 請求の特定を欠くこと

不作為請求では、それが特定の作為の禁止を求める場合であれば、その禁止されるべき行為を、間接強制によって執行し得る程度、あるいはその違反の結果を代替執行により除去若しくは将来のための適当な処分を命ずる前提として、その不作為義務違反の有無を執行機関が確實に判断し得る程度に、特定的に記載する必要があり、実質的当事者訴訟においても同様であることは前記(6)イのとおりである。

25

そもそも、新型コロナウイルス感染症の病原体を検査するに当たっての検査方法については、各検査機関及び各医療従事者が判断するものであり、PCR検査を行うべきことを定めた法令はない。この点、厚生労働省は、日本感染症学会、日本臨床衛生検査技師会等各学会の専門家等の参画を得て「新型コロナウイルス（COVID-19） 病原体検査の指針」を作成し、ホームページにおいて公表している。当該指針は、新型コロナウイルス感染症の検査に関して各種検査方法の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方等を示し、これを医療従事者及び検査関係者と共有し、国内の新型コロナウイルス感染症検査が円滑に実施されることを目的としているところ、PCR検査以外の検査方法についても示し、状況に応じ適切な検査方法を選択して実施することを記載している。また、当該指針は何らかの法的拘束力を生じさせるものではない。

このように、新型コロナウイルス感染症の病原体を検査するに当たっての検査方法については、各検査機関等において判断するものであるところ、原告らは、請求第7項に係る訴えにおいて、国のいかなる行為を不作為請求の対象としているのか特定しておらず、その内容が不明であって、請求を特定していないから、同訴えは不適法である。

(原告らの反論－請求の特定がされていることについて)

被告は、PCR検査を被告の所属機関のみならず、全国的規模において、被告の法令に基づいて民間の医療機関等の実施機関で実施を指示、指導及び推奨して実行させているものであるから、請求は特定されている。

(11) 争点8（請求第8項の訴訟要件該当性等）について

(原告らの主張)

請求第8項は、原告らを含む全国民がワクチン・パスポート及び陰性証明書が交付されるか否かによって、社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するため、上記ワクチン・パスポート等の発行交付の禁止を求める実質的当事者

訴訟としての給付請求である。

(被告の主張)

請求第8項に係る訴えは、以下のとおり、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、不適法である。

請求第8項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、いわゆるワクチン・パスポートや陰性証明書の発行交付を行わないことを求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的にいわゆるワクチン・パスポートや陰性証明書の発行交付が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものであるところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第8項に係る訴えは、不適法である。

(12) 争点9（請求第9項の訴訟要件の具備）について

(原告らの主張)

我が国の法令においては、マスクの着用義務がないにもかかわらず、違法無効な特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定により入場の禁止という強制がされる危険がある。上記各規定の存在によって、入場しようとする者に対し、間接強制として機能し、入場したくても入場できないという心理的圧迫を与え、マスク着用を強制することになる。そして、現在の各種学校等は、発熱等の症状がある者やマスクをしない児童、生徒及び学生らの登校や教室への入室を拒絶する例が多数に生じており、教育を受ける権利（憲法26条）、両親の教育権を侵害している。したがって、原告らには、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれることが想定される事態に対する妨害予防請求として、マスクの着用義務の不存在確認を求める訴えの利益があるから、実質的当事者訴訟としてマスクの着用義務がないことの確認を求める。

(被告の主張)

請求第9項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第9項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれることが想定される事態に対する妨害予防請求としてマスク着用義務の不存在の確認を求めているものであることを考慮すれば、原告らは、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用の協力を求めることが妥当かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

また、我が国の法令において、マスクの着用義務を定めた規定は存在せず、原告らが指摘する特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定が、当事者間の具体的な権利関係ないし法律関係に変動を与えることはないのであるから、当事者間でマスク着用に係る権利義務ないし法律関係について紛争が生じる余地はない。

上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第9項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格又は確認の利益を欠くこと

原告らの主張を前提としても、マスクの着用・不着用をめぐっては、心理的圧迫といった事実上の効果が生じ得るにすぎないのであるから、請求第9項に係る訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものではなく、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものである。

まだ、我が国の法令において、マスクの着用義務を定めた規定は存在せ

ず、原告らが指摘する特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定が、当事者間の具体的な権利関係ないし法律関係に変動を与えることはなく、原告らの権利又は法律上の地位に不安、危険が存在するとはいえないから、原告らが確認を求める権利義務又は法律関係の存否について確認判決をすることが有効かつ適切な手段であるとは認められない。

したがって、請求第9項に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くか、又は、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

(13) 争点10（請求第10項及び第11項の訴訟要件該当性等）について
(原告らの主張)

原告らは、本件措置法施行令規定による「入場の禁止」という強制がされ得る危険があるため、妨害予防請求として、上記「入場の禁止」を強制する原因となる上記各規定の無効確認を求める訴えの利益がある。

現在、学校等では、上記「入場の禁止」を一人歩きさせ、いかなる理由があつてもマスクをせず、あるいは、発熱等があるという理由だけで、児童、生徒等の登校を拒絶し、授業のために教室等に入室することも拒否する事例が全国各地で多発している。これは、憲法26条に定める教育を受ける権利を侵害し、保護者の教育権をも侵害するものである。本件訴訟は、国民代表訴訟の性質を有することから、このような違憲違法な事態を速やかに解消する責務がある。

(被告の主張)

請求第10項及び第11項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第10項及び第11項に係る訴えは、いずれも、原告らが国民としての立場で本件措置法施行令規定が無効であることの確認を求めているものであることに加え、原告ら自身、上記各訴えについて、「国民代表訴訟の性質を有する」ものと位置付けていることを併せ考慮すると、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判

5 を求めるものではない。そうすると、上記各訴えは、いずれも、結局、裁判所に対して抽象的に本件措置法施行令規定が違法であるかどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

10 また、上記各訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について審判を求めるものではなく、一般的抽象的に本件措置法施行令規定の違法無効の確認の審判を求めるものであることからすると、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいせず、また、権利義務ないし法律関係が存在するともいえない。

15 上記各訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記各訴えを許容する法律の定めはない。したがって、上記各訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格を欠くこと

20 請求第10項及び第11項に係る各訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に本件措置法施行令規定の違法無効の確認を求めるものであるから、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものであって、不適法である。

(14) 争点11 (国賠法上の違法性及び損害の有無・請求第12項)について (原告らの主張)

25 被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた請求第1項から第11項までに係る一体的処分とその結果は、いずれも違法な職務執行行為による国賠法及び民法上の共同不法行為である。

上記一連の行為に関与した公務員の特定と各人のそれぞれの職務行為の特定については、必ずしも定かではないが、当時の国会、内閣、菅義偉内閣総理大臣、加藤勝信内閣官房長官、厚生労働省、田村憲久厚生労働大臣、西村

5 康稔新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣等を首謀者として、これを補助した数多くの公務員が存在する。

10 国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのでなければ被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国賠法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為不特定の故をもつて損害賠償を免れることはできない（最高裁昭和51年（オ）第1249号同57年4月1日第一小法廷判決・民集36巻4号519頁（以下「最高裁昭和57年判決」という。）参照）。

15 被告は、加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる要件を満たしていない旨主張するが、違憲違法な一連の政策を行つた首謀者である公務員は特定しており、厚生労働省等の組織的関与があることからその他の多くの官僚（公務員）が関与しているものの、その氏名と関与の態様を個別的に特定していないだけである。公務員の特定については首謀者の特定で十分であり、同首謀者は、新型コロナウイルスの防疫対策、発症予防及び重症化予防等の公衆衛生政策並びに治療等の医療政策などの政策によって国民の生命、身体及び財産並びに経済活動等を守つて国民生活を保護すべき憲法及び法令上の義務がある特別職の公務員（内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、新型コロナウイルス感染症担当の内閣府特命担当大臣等）である。同首謀者は、安全性が証明されず、死亡等の有害事象が多く発生することを予見しながら本件特例承認を拙速に行い、令和3年2月17日から、集団接種、職域接種等の同調圧力をを利用して12歳以上の全ての国民に事実上の接種義



務を課し、またその後も本件特例承認を取り消すことなく接種を推進し、更に5歳から11歳の子どもにまで接種対象の低年齢化を企図するファイザーワクチンにつき令和4年1月21日に特例承認を行い、事実上の接種義務を課す対象を5歳以上の全ての国民に広げることにより、多くの国民に対し、情報を知らない医療関係者を利用して接種を行わせ、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を妨害して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をし、その一部の国民を死に至らしめ、その余の国民を死の危険にさらし続け、あるいは、接種による多くの後遺症等の傷害を加え続けている。原告らを含む国民全体が、被告による殺人行為等の犯罪行為の直接的な被害者である。

被告による違憲違法な行為及びその違法状態が継続されていることによって被った原告らの精神的損害は、原告一人当たり30万円を下らない。

(被告の主張)

本件訴訟において、原告らは、国民としての一般的な立場を主張するにすぎず、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な権利や法的利益の侵害があった旨を何ら主張していない。したがって、原告らの主張によつても、原告ら個人の法律上保護された利益が侵害されていないことは明らかであるから、当該原告らとの関係で国賠法1条1項の「違法」が認められる余地はない。

原告らは最高裁昭和57年判決の判断基準を根拠として加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる旨主張するが、加害行為の特定の要件が緩和される場合があるとしても、無限定に緩和されるものではない。原告らが「一体的処分」と主張するのは、新型コロナウイルス感染症に關係するという点で共通項は認められるとしても、その行為の主体、態様、根拠規定といった点において異なり、これらが合議体による決定や組織的決定、あるいは集団的活動などとして、一連の職務上の行為と評価し得るものではなく、

最高裁昭和57年判決が示した加害行為の態様及び加害公務員の特定が不要となる要件を満たしていないから、原告らの主張の法規義務違反に係る主張は、不十分な主張であって、主張自体失当である。

(15) 争点12（本件各中間確認の訴えの適法性）

5 (原告らの主張)

被告は、令和3年7月30日に本件訴訟が提起され、訴状送達を受けた後、同年10月12日の第1回口頭弁論期日までに原告らの主張する請求原因事実の認否をせず、その後の同年12月17日付け準備書面(1)においても訴訟要件について争うだけで一切の事実の認否をせず、その後も事実の認否を回避し続けており、特に、請求第12項について、本案の答弁をしているにもかかわらず、事実の認否をいまだに行わない。

10 本件は、国民の生命及び健康等に甚大な悪影響を及ぼすことが問題となっていることを争点としており、一刻も早く、首謀者らによる犯罪行為をやめさせることが焦眉の急であって、ワクチンの安全性についての政府の説明責任が全く尽くされていないために、その事実関係を争点としているにもかかわらず、いまだにそれを明らかにしないことは、本件の応訴態度自体が政府の説明義務違反を如実にあらわしている違法行為であるといわざるを得ない。

15 そこで、迅速な裁判を多くの国民が切望していることに鑑み、中間確認の判決を求める。

20 (被告の主張)

以下のとおり、本件各中間確認の訴えは、いずれも中間確認の訴えの要件又は確認の利益を欠き、不適法である。

ア 本件中間確認の訴え1について

25 本件中間確認の訴え1は、請求第1項から第11項までの各請求について訴訟要件が認められることの確認を求めるものであるところ、訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であり、本来の訴

訟の目的たる権利又は法律関係とは区別されるべき問題であって、これに對し先決的関係にある法律関係の存否とはいはず、中間確認の訴えの要件を満たさない。

また、訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であるから、本来の訴えにおいてこれを判断すれば足り、訴訟要件の存否について、本来の訴えとは別の訴えとしてその確認をする利益は認められない。

イ 本件中間確認の訴え2について

原告らが確認を求める「公務員の法的義務違反」と主張する行為が最高裁昭和57年判決の要件を満たしていることというのは、判例解釈とその評価を求めるものにすぎず、法律関係の存否の確認を求めるものではない。したがって、本件中間確認の訴え2は、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したものではなく、中間確認の訴えの要件を欠くものである。

ウ 本件中間確認の訴え3について

本件中間確認の訴え3は、被告が原告らの主張に対し認否を行わないという訴訟行為の違法性の有無についての確認を求めるにすぎず、本来の請求の全部又は一部の判断の先決関係にある法律関係の存否について確認を求めるものではない。したがって、本件中間確認の訴え3が、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したものとはいはず、中間確認の訴えの要件を欠くものである。

第3 当裁判所の判断

1 請求第1項から第4項までの各請求（予備的請求を含む）、第6項から第8項までの各請求、第10項及び第11項の各請求に係る各訴え（争点1から4まで、6から8まで、10）について

(1) 裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」について

裁判所法3条1項は、裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する旨定める。

5 裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ（最高裁平成2年（行ツ）第192号同3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518頁参照）、これに該当しない訴えについては、その訴えについて裁判所に対して審理判断する権限を付与する法律がない限り、
10 不適法である。

(2) 請求第1項に係る訴え（争点1）について

ア 原告らは、請求第1項に係る訴えにおいて、感染症法6条8項所定の指定感染症として、指定感染症政令1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消しを求めるところ、新型コロナウイルス感染症の指定自体が同政令によってされたことを踏まえると、同政令の制定行為の取消し（主位的請求）又は同政令の制定行為の無効確認（予備的請求）を求めるものと解される。

20 原告らは、精密化した遺伝子検査により調査する義務を懈怠して同政令が制定され、新型コロナウイルス感染症が感染症法6条8項の指定感染症として定められたことによって、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害され、政治活動、経済活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被る旨主張するものの、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであるから、原告らに關わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということはできず、同政令が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

イ 原告らは、請求第1項から第11項までの各訴えは、不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認等の一体的処分によって原告らが受ける不利益及び危険性の一切の排除を求めるものであり、法律上の争訟に該当するかどうかの判断に当たっても、上記不可分一体性を前提として判断すべきである旨主張する。しかしながら、原告らが請求第1項から第11項までにおいて対象とする指定感染症政令1条の制定行為、感染症法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として新型コロナウイルス感染症が規定されたこと、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として感染症対策が行われ得ること、本件各特例承認がされたこと、予防接種法9条の義務の存否、被告が本件各特例承認の申請者との間で締結した損失補償契約、PCR検査、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する文書の発行交付、マスクの着用義務の存否並びに本件措置法施行令規定の制定の各行為等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からされている政策に基づくものであるという点では共通するものの、その主体、根拠、要件、効果等はいずれも異なるものであり、これらを法的に不可分一体のものとみることはできないから、原告らの上記主張は前提を欠くものであって失当である。

ウ 以上のとおり、請求第1項に係る訴え（主位的請求・予備的請求）は、いずれも当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいはず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

（3）請求第2項に係る訴え（争点2）について

原告らは、請求第2項に係る訴えとして、主位的にいわゆる非申請型義務

付けの訴えとして感染症法6条7項3号の新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消し（主位的請求）を、予備的に実質的当事者訴訟として同指定処分の取消しを求める直接的な給付請求権に基づく処分の取消し（予備的請求1）及び同号の指定が無効であることの確認（予備的請求2）を求める旨主張する。

ア 主位的請求・予備的請求1（争点2-1、2-2）について

原告らは、厚生労働大臣が感染症法44条の2第1項の規定に基づき、同法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として、同項3号において新型コロナウイルス感染症を指定したと主張するが、同法44条の2第1項は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めた場合の情報の公表に係る規定であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）により、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を適切な方法により逐次公表しなければならないことを定めていると読み替えられるから、感染症法6条7項3号の指定の根拠となるものではない。したがって、原告らの上記主張を前提とすると、同法44条の2第1項に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ということは観念できず、原告らに關わる具体的な権利義務ないし法律關係の存否に関する紛争自体が存在しないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しない。

仮に原告らの上記主張が、感染症法44条の2第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ではなく、同法6条7項3号の制定行為 자체を処分として取り消す（主位的請求）、同行為の取消しという給付を求める趣旨である（予備的請求1）としても、原告らは、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約される旨主張するところ、

これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであり、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということはできず、上記制定行為が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

以上のとおり、上記各訴えは、いずれにせよ当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいはず、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記各訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与した法律もないから、いずれも不適法である。

10 イ 予備的請求2（争点2－3）について

原告らは、請求第2項につき、予備的に実質的当事者訴訟としての確認請求を求めるものであるが、同請求に係る訴えは、アで判示したところに照らし、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいはず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

15 (4) 請求第3項に係る訴え（争点3）について

請求第3項に係る訴えは、被告に対して新型コロナウィルス感染症に係る感染症対策を行ってはならないとして、同対策の実行の禁止を求めるものであり、原告らは、同対策によって健康と生活等に対する被害を受けないための請求である旨主張するところ、上記感染症対策自体がいずれも国民全体を対象として実施されており、原告らがいう被害も結局は国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法

である。

(5) 請求第4項に係る訴え（争点4）について

原告らは、請求第4項に係る訴えにつき、原告らを含む全国民が被告からワクチンの接種を実質的に強要されることにより、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な給付請求として、本件各特例承認の取消しを求める旨主張する。しかし、原告らの主張自体、原告らを含む全国民がワクチン接種による健康と生活等に対する被害を受けないためというものであり、原告らがいう被害も結局のところ国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

(6) 請求第6項に係る訴え（争点6）について

原告らは、本件各特例承認の申請者と被告との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約が無効であることの確認を求め、同損失補償契約の存在により、損害賠償請求訴訟の訴訟追行を否定ないしは制限され、主張立証活動に支障を来し、これによって裁判を受ける権利（憲法32条）等を侵害されるため、妨害予防請求をする旨主張する。

原告らの上記主張は、上記損失補償契約により、国民一般の裁判を受ける権利等が侵害されるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

(7) 請求第7項に係る訴え（争点7）について

5 請求第7項に係る訴えは、原告らを含む全国民が被告の実施するPCR検査の結果によって社会生活等を制約されることを拒絶するため、その結果を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させないことを求めるものであり、原告らの主張自体、全国民が社会生活等を制約されることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

10 したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

(8) 請求第8項に係る訴え（争点8）について

15 原告らは、原告らを含む全国民が、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に対して新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書が交付されるか否かによって、社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するためとして、上記各文書の発行交付をいずれも行わないことを求める旨主張するところ、原告らの主張自体、全国民が社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

20 したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法なものである。

(9) 請求第10項及び第11項に係る各訴え（争点10）について

25 原告らは、請求第10項及び第11項に係る各訴えにつき、全国各地でマスクをせず、あるいは、発熱等があるという理由だけで、児童、生徒等の登

校を拒絶するなどの事例が発生しているとして、本件措置法施行令規定が憲法26条に定める教育を受ける権利や保護者の教育権を侵害すると主張するところ、原告らの主張自体、広く国民が上記教育を受ける権利等が侵害されているというものであって、裁判所に対して抽象的に本件措置法施行令規定の違憲無効の判断を求めるものに帰し、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記各訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

(10) 以上のとおり、請求第1項から第4項までの各請求（予備的請求を含む）、第6項から第8項までの各請求、第10項及び第11項の各請求に係る各訴えは、その余の点について検討するまでもなく不適法であるから、いずれも却下すべきである。

2 請求第5項の請求に係る訴え（争点5）及び請求第9項の請求に係る各訴え（争点9）について

(1) 確認の利益について

確認の訴えは、原告らの権利又は法律上の地位に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために原告と被告との間の法律関係の存否について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象となる法律関係は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否を確定することが、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切であることが必要である。

(2) 請求第5項に係る訴え（争点5）について

原告らは、被告が、予防接種法9条1項及び2項を根拠に、実質的に新型コロナウイルスのワクチンの接種義務があるとして接種を奨励することを予防するためとして、同条1項及び2項の義務がないことの確認を求める。

しかしながら、予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定にすぎず、直接の法的義務、法的効果を発生させるものではなく、仮にこれらの規定に従わなかったとしても法的不利益が課されるものではないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が存在するとはいえない。

したがって、請求第5項に係る訴えは、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいはず、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

(3) 請求第9項に係る訴え（争点9）について

原告らは、マスクを着用していない者に入場の禁止を課す特措法施行令規定が間接強制として機能し、現に各種学校等で教室への入室拒絶例が発生し教育を受ける権利（憲法26条）、教育権が侵害されており、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれる事態に対する妨害予防請求として、マスクの着用義務の不存在確認を求める旨主張する。

特別措置法31条の6第1項は、重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる旨定め、これに基づき、特措法施行令5条の5第7号が制定されている。また、特別措置法45条2項は、新型インフルエンザ等のまん延を防止する等の必要があると認めるときは、学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、政令で定める

措置を講ずるよう要請することができる旨定め、これに基づき、特措法施行令12条7号が制定されている。上記特措法施行令5条の5第7号及び12条7号は、事業者や学校等の施設管理者等に対してマスクを着用していない客等の入場の禁止を求めるものである。

5 そうすると、上記各規定によつても、原告らの上記施設等への入場が制限される抽象的なおそれがあるにすぎず、原告らと被告との間において上記入場制限が現実的かつ具体的な問題として生じているということはできないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が生じているとはいえない。

10 したがつて、請求第9項に係る訴えは、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいはず、確認の利益を欠き不適法である。

3 争点11（国賠法上の違法性及び損害の有無・請求第12項）について

15 (1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨規定するところ、公権力の行使に当たる公務員の行為に同項にいう違法があったとの評価を受けるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解される（最高裁平成元年(才)第930号、同第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

20 (2) 原告らは、被告の機関である国会及び内閣の連携と共に謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた請求第1項から第11項までの各請求に係る一体的処分とその結果は、いずれも違法な職務執行行為に該当する旨主張する。

25 しかしながら、原告らの主張を弁論の全趣旨を踏まえて子細にみても、公

務員である行為者が負う職務上尽くすべき注意義務の法令上の根拠、同注意義務の内容及び具体的な注意義務違反行為の内容がいずれも判然とせず、違法な職務行為の主張として失当といわざるを得ない。

原告らは、被告の機関である国会及び内閣の連携と共に謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた旨主張するが、原告らの主張に係る感染症対策、本件特例承認、PCR検査の実施、特別措置法の制定等は、新型コロナウイルス感染症に関するという点で共通項は認められるとしても、各行為の主体、態様、根拠規定はそれぞれ異なるものであり、一体として組織的決定、又は集団的活動などとして、一連の職務上の行為と評価することはできず、前記判断を左右するものではない。

なお、原告らは、最高裁昭和57年判決の挙げる要件を踏まえると、加害行為の特定は十分である旨主張するが、同判決は、国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた事案において、上記一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ上記被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときに、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもって上記損害賠償責任を免れることはできない旨判示したものであって、原告らの主張は、どの行為であるにせよこれによる被害につき行為者が属する国が法律上賠償の責任を負うべき関係にある行為が具体的に掲示されているとはいえないから、前提を欠くものであって採用することができない。

また、原告らの上記一連の違法な職務行為に関する主張を前提としたとしても、国民一般について種々の制限等が生じ、国民が被害を受けている旨主張するにとどまり、上記一連の違法な職務行為によって、原告らのいかなる具体的な権利や法的利益の侵害があったとするのか判然としないといわざる

を得ず、この点でも原告らの主張は失当である。

(3) 以上のとおり、原告らの国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求に係る主張は、いずれも失当であるから、理由がない。

4 争点 1 2 (本件各中間確認の訴えの適法性)について

(1) 本件中間確認の訴え 1 について

本件中間確認の訴え 1 は、請求第 1 項から第 11 項までの各訴えについて、いずれも訴訟要件が認められることの確認を求めるものであるところ、訴訟要件の存否は本案判決をするための要件の問題であって、本案の法律関係の全部又は一部の先決関係にある法律関係とはいえないから、中間確認の訴えの対象である「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法 145 条 1 項本文) に該当するということはできない。したがって、本件中間確認の訴え 1 は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(2) 本件中間確認の訴え 2 について

本件中間確認の訴え 2 は、請求第 12 項について、最高裁昭和 57 年判決の要件を満たしていることの確認を求めるものであるところ、同判決の要件を満たしているか否かは、一定の事実が同要件を充足するか否かという裁判所の事実認定及び法的評価の問題であって、中間確認の対象となる法律関係とはいえないから、中間確認の訴えの対象である「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法 145 条 1 項本文) に該当するということはできない。したがって、本件中間確認の訴え 2 は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(3) 本件中間確認の訴え 3 について

本件中間確認の訴え 3 は、本件訴訟において被告が原告らの主張について認否を行わないことが違法であるとの確認を求めるものであるところ、被告の訴訟上の主張や事実に対する認否の是非は、中間確認の対象となる法律関係とはいえないから、「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法

145条1項本文)に該当するということはできない。したがって、本件中間確認の訴え3は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(4) 以上のとおり、本件各中間確認の訴えは、いずれも中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求のうち、請求第1項から第11項までの各請求(予備的請求を含む。)に係る各訴え及び第13項の各請求に係る各中間確認の訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、その余の請求は理由がないからいざれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

春 夕 茂

15

裁判官

横 井 靖 世

20

裁判官

下 道 良 大

下道

(別紙1)

指定代理人目録

笠間那未果、大須賀謙一、竹澤重幸、秋元彩香、井本成昭、川村亮太、榎孝謙、
入澤優、釤持智洋、川田一夫、山本陽介、岩佐景一郎、大宮貴司、平塚直樹、
5 堀俊太郎、大嶋寿海、栗田大貴、西倉龍之助、中村桂、相澤一樹、藤元結音子、
寺田麻倫、杉原淳、池田誠也、松倉裕二、東雄一郎、湯本貴文、陣内凱、竹崎祐喜、
富安知翔、東江赳欣、渡邊智之、岩松潤、西川宜宏、渡邊和敬、武智翼

以上

(別紙2)

関係法令等の定め

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)の定め

5 1 6条(定義等)

(1) 1項

この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

10 (2) 7項

この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

(1号、2号略)

3号 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(4号略)

20 (3) 8項

この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

25 2 15条(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

(1) 1項

都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(2) 3項

都道府県知事は、必要があると認めるときは、15条1項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は1号から3号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

1号 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

(2号から12号まで省略)

3 1.6条(情報の公表) 1項

厚生労働大臣及び都道府県知事は、12条から15条までの規定(医師の届出、獣医師の届出、感染症の発生の状況及び動向の把握、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極

的に公表しなければならない。

4 16条の3（検体の採取等）

(1) 1項

都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、15条3項1号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

(2) 2項

厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、15条3項1号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

(3) 3項

都道府県知事は、1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わな

いときは、当該職員に当該勧告に係る15条3項1号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 18条（就業制限）

(1) 1項

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る12条1項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

(2) 2項

前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

6 44条の2（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）1項

厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、16条の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

第2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。令和3年政令第25号により令和3年2月3日付で廃止。以下

「指定感染症政令」という。）1条（新型コロナウイルス感染症の指定）の定め

5 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下、単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症法6条8項の指定感染症として定める。

第3 予防接種法の定め

1 5条（市町村長が行う予防接種）

10 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法5条1項の規定に基づく政令で定める市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 6条（臨時に行う予防接種）

（1）1項

15 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

（2）3項

20 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

3 9条（予防接種を受ける努力義務）

(1) 1項

5条1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るもの又は6条1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（同条3項に係るものと除く。）を受けるよう努めなければならない。

(2) 2項

前項の対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（6条3項に係るものと除く。）を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）の定め

1 31条の4（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）1項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

1号 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

2号 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

3号 当該事態の概要

2 31条の6（感染を防止するための協力要請等）1項

都道府県知事は、措置法31条の4第1項に規定する事態において、国民生

活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項2号に掲げる区域（以下「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 45条（感染を防止するための協力要請等）2項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法1条1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

第5 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（以下「特措法施行令」という。） の定め

1 5条の5

特別措置法31条の6第1項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

1号 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについて の検査を受けることの勧奨

2号 当該者が事業を行う場所への入場をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導

3号 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

4号 手指の消毒設備の設置

5号 当該者が事業を行う場所の消毒

6号 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知

7号 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

8号 前各号に掲げるもののほか、特別措置法31条の4第1項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 12条（感染の防止のために必要な措置）

特別措置法45条2項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

1号 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

2号 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理及び誘導

3号 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

4号 手指の消毒設備の設置

5号 施設の消毒

6号 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

7号 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

8号 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

第6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和

35年法律第145号。以下「薬機法」という。)の定め

1 14条(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認) 1項

5

医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。)、医薬部外品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。)又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。

2 14条の3(特例承認) 1項

10

14条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条2項、6項、7項及び11項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

15

1号 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。

20

2号 その用途に関し、外国(医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること。

3 75条の3(特例承認の取消し等)

25

厚生労働大臣は、14条の3第1項等の規定による14条等の承認に係る品目が14条の3第1項各号等のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認めるとときは、これらの承認を取り消すことができる。

以上

これは正本である。

令和4年8月2日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

長谷川 智

